

水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

水質保全対策事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
宜野座村	宜野座村第5	110,000,000	13,750,000	12.50
糸満市	糸満市第4	160,000,000	20,000,000	12.50
久米島町	久米島町第3	20,000,000	2,000,000	10.00
石垣市	白保	100,000,000	10,000,000	10.00
	新川第3	75,000,000	7,500,000	10.00
	新川第4	110,000,000	11,000,000	10.00
竹富町	小浜	110,000,000	11,000,000	10.00
合 計		685,000,000	75,250,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。